

基本条例（修正案）（H23、7月25日）

前 文

第1章 総則

第1条 目的

第2条 条例の位置づけ 最高規範性

第2章 議会と議員の活動原則

第3条 議会の活動原則

議会活動原則を以下の項に定める。

第1項 公正性・透明性・信頼性

議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議会の信頼性を高めるよう努める。

第2項 通年議会

二宮町議会は専決処分をなくし全ての決定を町民の判断の下で行うため通年議会とする。

第3項 多様な意見の把握

議会は、町民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会運営を行うよう努める。

第4項 開かれた議会

議会は、町民にとって開かれた議会に努める。

第5項 分かり易い議会

議会は、町民にとって分かり易い議会に努める。

第4条 議員活動の原則

議員活動原則を以下の項に定める。

第1項 議員間の自由な討議と言論の尊重

議員相互の言論を尊重するとともに、自由討議を推進する。

第2項 多様な意見の把握

議員は、町民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会運営を行うよう努める。

第3項 町民の福祉向上

特定の地域又は個人若しくは団体の意向に捉われず、町民全体の福祉の向上を目指す。

第4項 政策立案・提言

議員は積極的に政策立案、政策提言を行うように努める。

第5項 自らの議会活動の情報提供

議員は、自らの議会活動について、積極的に情報提供を行う。

第6項 自己研鑽

議員は、調査及び研修を通じて、自らの資質向上を図るために、
不断の研鑽に努める。

第5条 議員の政治倫理

議員政治倫理を以下の項に定める。

第1項 政治倫理の向上

議員は、主権を有する町民の代表者として、町政に携わる責務
を深く認識し、主権を有する町民の付託に答えるため、政治倫
理の向上に努めなければならない。

第2項 議員政治倫理

議員政治倫理は、議員倫理規定要綱に定めるところとする。

第6条 会派

会派について以下の項に定める。

第1項 会派の結成

会派は政治的信条、政策等を共有する議員により結成すること
ができる。

第2項 同一理念の活動

会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、
活動する。

第3章 議会運営

第7条 議会運営の原則

議会は、町民に分かりやすく、かつ円滑で効果的運営を行う。

第8条 委員会活動

二宮町議会委員会条例において規定する、常任委員会、議会運営
委員会及び特別委員会において、積極的な活動を行い、その活性化
に努める。(議会だより委員会の位置づけをどうするか?)

第9条 自由討議

議員は、議会の機能を発揮するため積極的に議員相互の自由討議
に努め、議論を尽くす。

第10条 政策討議

議会は、共通認識を醸成するため積極的に政策討議を行う。

第11条 調査活動

議会は、町長等の事務が適正に執行されているかについて、必要
に応じ、検査、調査等を行うことができる。

第12条 政務調査費

議員は、別に定めるところにより交付を受けた政務調査費につい

て、その適正な執行に努めるとともに、町民に対し使途の説明責任を負う。

第4章 町民と議会との関係

第13条 会議の原則公開

議会における全ての会議は原則として公開とする。

第14条 情報公開

議会は、二宮町情報公開条例との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則公開とする。

第15条 意見交換の機会

議会は、町政全般にわたって必要と思われる課題について議員、町民と自由に情報及び意見を交換する一般会議を開催する。

第16条 請願と陳情

議会は、請願と陳情を町民からの政策提案と位置づけ、審議において提案者の意見を聞く機会を設ける。

第17条 意見提案手続き

議会の条例及び政策提案に対し、町民の意見を求めることができる。

第5章 議会と町長等との関係

第18条 町長等との関係

二元代表制の下、町長等と緊張ある関係を保ちながら町長等の事務の執行監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うために以下の項を定める。

第1項 一般質問の質問形式（一問一答制度の導入）

本会議の一般質問においては論点・争点を明らかにするために一問一答方式で行う。

第2項 執行者の反問権

説明のため本会議に出席した者は、議員の質疑又は質問に対し、議長の許可を得て、質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができる。

第19条 町長等の政策形成過程の説明

議会は、町長等が提案する重要な政策等（政策・施策・計画・事業提案等）について、審議を通じて、その政策等の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、町長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

第1項 政策等の背景

第2項 他の自治体の類似する政策との比較

第3項 総合計画等における根拠、位置づけ

第4項 実施にかかる費用及び財源

第5項 政策等の効果

第6項 町民参加の有無とその内容

第6章 議会の体制整備

第20条 議員の研修

議会は、議員の資質向上を図るために議員研修の充実強化に努める。

第21条 事務局の機能充実

議会は、議会の政策立案機能向上のため、議員の政策立案活動を補助し、また、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実を図るものとする。

第22条 図書資料の充実

議会は、議員の調査研究に資するため、図書資料等の充実を図るものとする。これを議員のみならず、町民、町職員の利用に供することができる。

第23条 予算の確保

議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努める。

第7章 補則

第24条 条例の見直し

議会の議決事項（自治法第96条第2項）に何を入れるか？